Ⅱ　損益外減価償却等相当額	10,592,502,834	0	0		10,592,502,834
損益外減価償却相当額	735,455,248	0	0		735,455,248
損益外除売却差額相当額	9,857,047,586	0	0		9,857,047,586
Ⅲ　引当外賞与見積額	61,745,082	0	△ 425,379		61,319,703
Ⅳ　引当外退職給付増加見積額	△ 955,425,086	0	0		△ 955,425,086
Ⅴ　機会費用	0	0	0		0
政府出資等の機会費用	0	0	0		0
Ⅵ　（控除）法人税等及び国庫納付額	△ 23,832,100	△ 4,210,000	0		△ 28,042,100
Ⅶ　行政サービス実施コスト	144,659,493,327	△ 183,837,997	10,918,062,440		155,393,717,770

※調整とは勘定間取引の額であり合計額はその額を相殺した額である。

勘定別の利益の処分（損失の処理）に関する明細

（単位：円）

	一　般　勘　定	文献情報提供勘定	革新的新技術研究開発業務勘定	合　　計
Ⅰ　当期未処分利益（△当期未処理損失）	209,177,960	△ 74,613,587,159	0	△ 74,404,409,199
当期総利益	209,177,960	179,627,997	0	388,805,957
前期繰越欠損金	0	△ 74,793,215,156	0	△ 74,793,215,156
Ⅱ　利益処分額（損失処理額）	209,177,960	0	0	209,177,960
積立金	185,863,203	0	0	185,863,203
独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けた額				
業務充実改善・施設改修等積立金	23,314,757	0	0	23,314,757
Ⅲ　次期繰越欠損金	0	△ 74,613,587,159	0	△ 74,613,587,159

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成している。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っている。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用している。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務費については、収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、改訂前の「独立行政法人会計基準」第81（注解60）に基づく業務達成基準を採用している。一般管理費については、期間進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、主な資産の耐用年数は下記のとおりである。

建物	２～50年
構築物	２～60年
機械装置	２～17年
工具器具備品	２～18年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３～５年）に基づいている。情報資産については、文献情報の提供に利用されるコンテンツについて資産計上し、文献情報の提供可能期間（10年）に基づいている。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用している。

⑷　特定の償却資産

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。